

ぜんきょう神戸

発行責任者 全教神戸市教職員組合 執行委員長 佐々木 宏
連絡先 Tel1380-8426 Fax367-3617 2009年2月23日 NO.211

神戸市財政部管財課は、「行政財産における職員の通勤用車両の駐車等に関する取扱要綱」(案)をまとめ、私たちに提示してきました。私たちは、今回の問題を教職員の生活・勤務条件の悪化につながる許しがたいことだと考えています。引き続き、市教委との交渉を進めていきます。

自家用通勤者の声を受けとめよ！

「取扱要綱(案)」が作成されるまでの問題点は、2つあります。

第1は、昨年8月の監査委員会の勧告以降、市当局は、「取扱要綱(案)」の作業に入っていたのに、市教委は、自家用通勤者の生の声をほとんど聞いていません。

「どうして突然、駐車場料金やねん！ 全然知らなかったぞ」

「給料が下げられてきているのにさらに追い討ちか！ 3500円の賃金カットや！」

「朝早くから学校に行って、教材研究や部活の朝練、登校指導や家庭訪問などにがんばっているのに。」

「保育や介護と教育活動の両立をめざし頑張っている人の通勤車両を目的外使用とする市当局の冷たさは信じられない。」

「自家用通勤をやめて公共交通にすれば、通勤時間は倍になる。これでは、教育にかける時間は減るのに、疲労だけは倍増する」

「通勤手当で出ない高速代まで自前で出して通勤しているのに。駐車場料金を徴収するのなら、高速代くらい出してほしい」

市教委が、神戸市の教育と教職員を守る立場に立つならば、自家用通勤者の声や実態を把握した上で、通勤用車両の正当性を管財課に強く訴えるべきでした。

、第2は、今回の問題は「学校の敷地内の無料駐車は、市の財産に損害を与えている」という一市民の住民監査が発端です。この「市民の理解を得る」ことを優先した市当局は、職員を守る立場を放棄していると言わざるをえません。この市民の考えは、果たして多数の市民の意識でしょうか。むしろ「先生は、朝早くから夜遅くまで頑張っている。子どもの教育や安全に支障がなければ、駐車ぐらい無料でも」ではないでしょうか。

学校の特殊性を反映した運用を！

神戸市管財課が「取扱要綱（案）」をまとめた現時点では、この運用の取扱を具体化する市教委に私たちの声を強く訴えていく必要があります。私たちは、一般行政職とは異なる学校の特殊性をふまえ、以下のように要求しています。

(1) 教職員の通勤用車両の校地内駐車は、基本的に「無償」と認めること。

私たちの通勤自動車は、直接間接に教育活動と一体となったものです。それは、市教委自身が、監査委員会に以下のように説明していることから明らかです。

「教職員は、一般行政職と異なり、通勤困難校への通勤、児童・生徒の急な発病・受傷や生徒指導などで迅速な対応を必要とする場合や、学校間の連絡、早朝や夜間に及ぶ部活動や生徒指導などの校務もあり、公共交通機関のみの利用では現実的には対応できない」

(2) 教職員のすべての通勤用車両の「無償」が無理ならば、弾力的な運用を大きく認めること。

「取扱要綱（案）」の第3条（行政財産の目的内使用）は「勤務公署等の用途又は目的を達するために、管理・運営上の必要に基づき、・・・敷地内に駐車させる必要がある場合は、・・・無償とする」とあります。

また、「取扱要綱（案）」の第3条の2（5）には、「公署の特性により、部局の長が特に必要があると認める場合」も無償と位置づけています。

(3) 「出張」等で自家用車を利用する場合は、「無償」と認めること。

「車で通勤届を出していない人の臨時の車通勤は、1日につき200円」です。しかし、公共交通機関を利用して出張する場合、授業を自習にせざるを得ない時間が多くなることがあります。出張と授業を両立させようと思えば、自家用車のほうが効率のいい場合が少なくありません。その場合は、無償にすべきです。

(4) 「通勤に不便であると認められる学校」が無償ならば、この学区に居住し、ここから通勤する教職員の車両は、同様に無償にすること。

現時点で通勤に不便であると認められている学校は、以下の通りです。

北区・・・大沢小、大沢中、八多小、八多中、淡河小、淡河中、好徳小
灘区・・・六甲山小

(5) 現在の通勤車両利用者に、「自粛」を強要しないこと。

「取扱要綱（案）」の第1条（趣旨等）は、「地球環境保全及び公共交通機関の利用促進に最大限配慮し、通勤用車両を通勤の用に供することを極力自粛するものとする」となっています。これを機械的に運用すれば、私たちにとって一番大切な教育活動に支障をきたすことは誰の目にも明らかです。あわせて、通勤車両利用者の勤務条件の悪化をもたらします。